

公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金  
理事、監事及び評議員に対する報酬及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金（以下「基金」という。）の定款第15条及び第34条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、定期的に勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、報酬と通勤手当を支給する。
- 3 地方自治体所属の役員等には、報酬は支給しない。

(常勤理事)

第4条 常勤理事の報酬の額は、年額800万円を超えない範囲とし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 常勤理事の通勤手当の額は、通勤の実態に応じて算定した額とする。
- 3 報酬及び通勤手当は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬及び通勤手当は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(非常勤役員等)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、別表1のとおりとする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、職務遂行の都度、支払うものとする。

(費用弁償)

第6条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法は、職員給与規程を準用する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会において行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

別表1 (第5条関係)

役員等の区分	日額報酬
理事、監事及び評議員	10,000円